

貨物自動車運転免許取得助成

1 事業概要	会員の直接雇用する従業員（愛知県内営業所の所属に限る）が、「準中型免許」、「中型免許」、「大型免許」、「けん引免許」を取得した際の教習料の一部を助成
2 予算	1, 800万円（予算到達次第終了）
3 受付期間	令和 元年5月10日（金）～ 令和2年1月31日（金） 必着
4 助成対象	平成31年4月 1日（月）～ 令和2年1月31日（金） の間に卒業検定に合格した教習料（新たな免許証が交付されており、会社が負担した費用に限る）
5 助成額	<p>【愛ト協】</p> <p>① 準中型・中型免許※・・・・・・・・・・50, 000円</p> <p>② 準中型・中型免許（限定解除）※・・・・30, 000円</p> <p>③ 大型免許※・・・・・・・・・・100, 000円</p> <p>④ けん引免許※・・・・・・・・・・30, 000円※いずれも第一種に限る</p> <p>【全ト協】</p> <p>① 準中型※・・・・・・・・・・40, 000円</p> <p>② 準中型（限定解除）※・・・・25, 000円※いずれも第一種に限る</p> <p>下記の条件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。 ・平成 元年6月2日以降の生まれであること。 ・当該運転者が、申請時に当該事業所に在籍し、運転者として従事していること。 <p>※愛ト協助成との併用に限る。全ト協助成の単独申請は不可。</p>
6 申請方法	下記7の①～⑤の書類を郵送又は窓口を持参
7 必要書類	<p>【愛ト協】</p> <p>① 交付申請書 * 全ての書類はA4サイズで作成してください。</p> <p>② 教習受講証明書</p> <p>③ 新たに取得した運転免許証（写） ※限定解除の場合「両面コピー」すること</p> <p>④ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等（写）</p> <p>⑤ 協会指定様式 入金口座登録書 [既に提出済の場合は不要]</p> <p>【全ト協】</p> <p>① 交付申請書 * 全ての書類はA4サイズで作成してください。</p> <p>② 指定自動車教習所に支払った費用の領収証（写） ※会社が負担した費用に限る</p> <p>③ 新たに取得した運転免許証（写） ※限定解除の場合「両面コピー」すること</p> <p>④ 在籍していることを確認するもの（運転者台帳・運転日報の写し）</p>
8 支払時期	原則として、半期ごとに分けて支払う。
9 その他	■ 申請にあたっては、必ず <u>免許取得者本人の同意の上</u> 、行うこと。

9 その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>1事業者につき、免許の種類問わず4名までを対象とする。(1名で2種類の免許を取得した場合、2名分の取扱いとなります。)</u> ■ AT限定解除は本制度の対象外とする。 ■ 免許証の顔写真は鮮明にコピーすること。 ■ <u>本制度利用による免許取得者が取得後1年以内に退職した場合は、速やかに当協会に報告し、助成金を返還すること。</u>なお、本制度を利用して免許を取得した者が免許取得後1年経過した際、愛ト協所定の様式を以て在籍状況の報告を求めることがある。 ■ 『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等(写)』に記載されている事業所名が会員名簿に記載されている事業所名と同一であること(=<u>在籍型出向や派遣は対象外</u>)。また「被保険者となった年月日」が「卒業検定合格日」より後の場合や、書類自体が提出されない場合は対象外とする。 ■ 合併や社名変更により、『雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等(写)』に記載された事業者名称と相違がある場合は、合併・社名変更をしたことが分かる書類を添付すること(『履歴事項全部証明書』等)。 ■ 平成31年3月31日以前及び、令和2年1月31日～令和2年3月31日期間中に発行された免許証に係る教習料については、2019年度の対象外です。
--------------	---

※指定教習所(愛知県公安委員会指定16校)

あいち自動車学校	名古屋自動車学校天白校	名古屋自動車学校港校
緑ヶ丘自動車学校	名鉄自動車学校	一宮自動車学校
大治自動車学校	津島自動車学校	知多自動車学校
安城自動車学校	上地自動車学校	岡崎南自動車学校
知立自動車学校	西尾自動車学校	ユタカ自動車学校
小牧市自動車学校		

★『貨物自動車運転免許取得助成』『各種技能講習受講助成』『健康起因事故防止対策助成』において添付が必要となる雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しとは・・・

事業主は、雇い入れた労働者が雇用保険の被保険者となる場合には、必ず「資格取得届」を被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出し、公共職業安定所(ハローワーク)の長の確認を受けなければなりません。この確認がなされた場合、「雇用保険被保険者証」とあわせて「雇用保険資格取得等確認通知書(被保険者通知用)」が交付されます。

なお、この交付は、労働者の方々が、きちんと雇用保険の加入手続等がなされたことを確認できるようにするためのものですので、事業主の方々には、この通知書を被保険者本人に確実に交付・保管していただくようお願いします。

発行される対象者は、正社員だけでなく一定の条件を満たしたパート、アルバイトで働く人も含まれます。